【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月10日
【会社名】	株式会社シグマクシス・ホールディングス
【英訳名】	SIGMAXYZ Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　太田　寛
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
【電話番号】	03（6430）3400（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　執行役員　　川澤　琢也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
【電話番号】	03（6430）3400（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　執行役員　　川澤　琢也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　　1,400,700,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年11月10日付で半期報告書及び臨時報告書を提出したことに伴い、2026年11月６日付で提出した有価証券届出書について、当該半期報告書及び臨時報告書を参照書類に追加するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部　参照情報
　第１　参照書類
　第２　参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第18期（自2025年４月１日　至2026年３月31日）　2026年６月23日　関東財務局長に提出

２【半期報告書】

該当事項はありません。

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年11月６日）までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づく臨時報告書を2026年６月23日に関東財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2026年６月25日に関東財務局長に提出

(3) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の規定に基づく臨時報告書を2026年７月21日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年11月６日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年11月６日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第18期（自2025年４月１日　至2026年３月31日）　2026年６月23日　関東財務局長に提出

２【半期報告書】

事業年度　第19期中（自2026年４月１日　至2026年９月30日）2026年11月10日　関東財務局長に提出

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月10日）までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づく臨時報告書を2026年６月23日に関東財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2026年６月25日に関東財務局長に提出

(3) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の規定に基づく臨時報告書を2026年７月21日に関東財務局長に提出

(4) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の２及び同項第12号の３の規定に基づく臨時報告書を2026年11月10日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年11月10日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。